

自律の社会的決定要因と認知資源配分— シティズンシップ教育の基礎理論の試論—

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-17 キーワード: 作成者: 村上 慎司, Murakami Shinji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002002259

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



自律の社会的決定要因と認知資源配分

—シティズンシップ教育の基礎理論の試論—

村 上 慎 司

I はじめに

今日の個人化・グローバル化・知識経済化などの社会変動は、シティズンシップ教育への重要性を高めている。例えば、Lauder et al (2006=2012 : 93) は、シティズンシップ教育を、「自分の行為や国益に沿って企図された諸行為のグローバルな結果を、生徒たちが反省的にとらえ行為することを促すような教育」と規定する。

ここでいう「反省的にとらえ行為すること」は、OECD (2019=2020) における「生徒エージェンシー (student agency)」概念として解釈されうる。この生徒エージェンシーとは、「変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力」と定義されている (OECD 2019=2020 : 3)。

白井 (2020 : 85-86) が指摘しているように、生徒エージェンシーは、日本の教育の文脈では「主体性」や「主体的」といった言葉と関連する。例えば、日本の教育基本法第2条第3号には、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とある。だが、ここでの「主体的」の意味は必ずしも明瞭でないという (白井 2020 : 86)。

また、エージェンシー概念は自律概念との密接に関連すると考えられる。多様な分野でエージェンシー概念は言及されるが、自律との概念的関係の見解は統一されていない。シティズンシップ教育を念頭に置いた自律概念とは

如何なるものであるのか。より限定すれば、そもそも市民にとっての自律の在り方自体が問われている(平野 2024；亀山 2024；寺田 2024)。さらに、自律概念は、シティズンシップ教育の政治的側面(木前・時安・亀山 2012等)、つまり、私的所有権のような市民的権利と社会保障受給に関する社会的権利との間の葛藤、そして、集团的権利や多文化主義の議論といった政治的争点とどのような関係にあるのか。

本稿は、これらの研究上の問いについて、アマルティア・セン(Amartya Sen)のケイパビリティ・アプローチ(capability approach：以下、CA)とキャス・サンステーン(Cass Sunstein)のリバタリアン・パターナリズム(libertarian paternalism：以下、LP)の観点から主に論究する。CAとLPの依拠する理由は、以下の通りである。第一に、CAの観点からシティズンシップ教育を論じる意義についてである。Hamilton(2019=2021)はセンの思想に対して、党派性を含む政治活動の形態や権力のダイナミズムについての議論が欠如していると批判し、次のように述べる。

「センの仕事は市民たちに、(1)自分たちの日々の生活における障害を克服し、(2)社会的慣習に抵抗し、(3)自分たちの代表者を選び、(4)自分たちの代表者を通じて自分たちの社会的・経済的環境に影響を及ぼすための真の手段や力あるいはケイパビリティを提供する必要があるだろう。」
(Hamilton 2019=2021：249)

このハミルトンの批判に応答してCAを擁護するため、本稿はシティズンシップ教育が提供しうる政治的側面を考察して、その含意をCAに組み込む。

第二に、近年では、教育社会学やシティズンシップ論におけるCAへの注目(Hart 2012；Pfister 2012；矢野 2015；森田 2020；亀山 2021等)があり、教育社会学・シティズンシップ論と社会的決定要因の特色を反映したCAを架橋する基礎理論研究の必要性が高まっている。

第三に、CAとLPの双方に関する研究に関して、センとサンステーンの議論を援用して、自律について論じている平野(2020)や橋本(2021)があるが、センとサンステーンの議論の相補性についてさらなる理論的考察の余地が

ある。本稿は、後に詳述するが認知資源とその配分に着目して、かかる学術的空隙を埋めることを目指す。

以上の問題関心を背景として、本稿の目的は、CAとLPにおける自律に関連する議論を社会的決定要因と認知資源配分の両面から検討し、シティズンシップ教育の基礎理論を構築するための予備的考察を試みることである。

本稿の研究方法は、自律概念に関連する文献読解を通じた理論的考察であり、主に自律の社会的決定要因と認知資源配分を論じている以下の文献を検討する。第一に、CAの概念的サブカテゴリーであるエージェンシー的自由 (agency freedom) 並びにメタ・ランキング (meta-ranking) を論じたセンの文献 (Sen 1974=1989, 1985, 1992=2018等) である。第二に、LPの手法であるナッジ・選択アーキテクチャーの理論的議論を提供しているサンステインの文献 (Sunstein 2015=2017, 2016=2020等) である。第三に、ニューロリベラリズム (neuroliberalism) 及び認識論的パターンナリズム (epistemic paternalism) といったLPの関連領域の知見も取り上げる。

本稿の構成は以下の通りである。II章は本稿独自の自律の生物・心理・社会モデルを提唱・説明する。III章は自律の社会的決定要因とセンのエージェンシーの自由としての自律について検討する。IV章は自律の認知資源配分を論じる。最後に、V章は、本稿の議論を整理して、今後の課題を述べる。

II 自律の生物・心理・社会モデル

自律概念について、代表的なイマヌエル・カント (Immanuel Kant) の意思の自律の原理は「意欲が何かを選択する場合には、その選択の格律が当の意欲そのもののなかに、同時に普遍的法則として含まれるような〔選択する意欲がその選択の格律を、同時に普遍的法則として含んでいるような〕仕方ではか選択してはならない」というものであり、「一個の定言的命法¹⁾でなければならない」という (Kant 1785=1960 : 129)。つまり、カントの自律概念は、「理性による自己統治」としての自律 (大庭 2006 : 451) である。

このような倫理的・理性的に特徴づけられた自律概念に対して、社会保障法を念頭に置いた菊池 (2019 : 27) は、自律を「個人が主体的にみずからの生

き方を追求できること」と規定している。ただし、菊池(2019)の自律は、所与の前提ではなく、目指す目標と位置づけられ、そのために社会保障がその条件整備を果たすという²⁾。自律と類似した概念に自立(independence)がある。再び菊池(2019)の見解を紹介すると、自律と区別される自立は、行為主体としての独立できている状態を意味するという。例えば、経済的自立とは経済的に独立・自活している状態である。ただし、急ぎ付け加えると、菊池(2019)の自立概念は、他者の支援をまったく受けないことを意味するものではなく、身体障害者が福祉サービスを利用しながら、地域で生活することも含む。つまり、人々が非「自立」状態にある場合は、さまざまな施策を通じて「自立」した状態に至るように社会保障のような公的に支援することを認めるものである。以上を踏まえて整理すると、本稿は自立を就労や生活といった各状況において自身の意思で行為可能な状態であり、そして、自律をこうした行為に関する自己決定に関する能力と定義する。つまり、自立の中核に自律を据える。

さらに本稿における自律概念を特徴づけるため、まず自律の生物・心理・社会モデル(bio-psycho-social model of autonomy)を提唱する。これは、倫理学におけるカント的自律概念のような抽象的な議論だけでは把握できず、そして、菊池(2019)のような社会保障等を通じた支援の理論的背景に措定される自律における生物的・心理的・社会的要因を明示する意図がある。これは健康の生物・心理・社会モデル(近藤 2017等)に着想を得ている。こうした健康の社会的決定論や障害の社会モデルのように、自律を単に個人の内部に独立して存在する概念として把握するのではなく、CAのように多様な外的要因によって左右されるものとみなす。とりわけ、本稿はIII章で論じるように自律の社会的決定要因に着目して議論する。

次に本稿はLPの観点から主に自律の生物的・心理的要因に照準を当てて、自律の認知資源配分の議論を提供する。自律の認知資源を説明する前に、本稿は外的資源／内的資源という区分³⁾を導入する。本稿の外的資源とは、個人の外部に存在して配分が可能な物質的資源や貨幣に加えて、提供可能な医療・教育サービス等を意味し、ジョン・ロールズ(John Rawls)の社会的基本財(Rawls 1971等)に似た特徴を持つ。これに対して、内的資源は直接的に配

分が困難な身体的／精神的特徴に関わる資源である。内的資源という用法に違和感があるかもしれないが、ロナルド・ドゥワーキン(Ronald Dworkin)が提唱する資源の平等の議論(Dworkin 1981=2002)では内的資源という発想があり、本稿はこれに倣う。そして、本稿の認知資源は、内的資源の一つであり、後に詳述するように、時間と記憶容量に加えて、注意力や情報処理能力といった認知能力を規定する要因といった包括的な意味を含むものである(Cherniak 1986=2009; Mullaninathan and Shafir 2013=2017; Sunstein 2015=2017等)。

以下では、この自律の生物・心理・社会モデルに基づいて、自律の社会的決定要因と自律の認知資源配を順に論じていこう。

Ⅲ 自律の社会的決定要因

CAの観点から本稿は自律の特徴の一つを「エージェンシー的自由としての自律(autonomy as agency freedom: 以下, AAF)」と解釈する。エージェンシー概念は、多様な学問分野で言及されており、人間の属性に限定できずアクターネットワーク理論のように人工物全般へと拡張されている(Latour 2007=2019, 青山 2012等)。しかしながら、シティズンシップ教育の基礎理論を主題とする本稿は、人間を対象としたエージェンシー概念に守備範囲を定め、センの同概念に取りあげる。

センのエージェンシー概念は、福祉(well-being)概念と対比される概念である。エージェンシー的自由とは、その人の追求する理由があると考える目標や価値であるならば、そのことが本人自身の福祉に直接結びついているかどうかに関わらず、そのような目標や価値についての諸機能を達成するための自由に関わる(Sen 1985, 1992=2018等)。例えば、マハトマ・ガンディーのハンガー・ストライキのように政治的目標のため、エージェンシー的自由を行使することは、福祉的自由や福祉の達成を損なうことがある。エージェンシー的自由は、こうした本人の福祉の側面とは異なる状況を把握できる概念である。

このエージェンシー的自由に対して、センと並びケイパビリティ研究を

主導するマーサ・ヌスバウム(Martha Nussbaum)は、シティズンシップ教育を重視する(Nussbaum 2006, 2010=2013等)が、エージェンシー的自由という概念的カテゴリーの導入には否定的である(Nussbaum 2000=2005: 17-18, Nussbaum 2011: 201)。そのポイントは、エージェンシー／福祉という区分を導入するのではなく、ケイパビリティの中でも中心的なケイパビリティを導入し、そのリスト化に利点があるとヌスバウムは考えるからである。だが、本稿はケイパビリティの概念的カテゴリーにおけるエージェンシー的自由には固有の意義があるとみなす。その理由は、シティズンシップ教育を含む教育全般は一般的に当人の福祉それ自体を直接的に向上させるのではなく、当人の選択能力や意欲の側面を向上させようと意図があり、そして、Alkire (2008)などのエージェンシーの評価枠組みを利用して、その成否を評価することは教育プログラムを論じるうえで重要だからである。

このAAFの理論的利点は、Hamilton (2019=2021: 76-77)で述べられているように、「ケイパビリティはエージェンシーを成立させるためのより一般的な人間の潜在的可能性を指し示すが、適切な条件、つまり社会的・経済的な結びつきと、基本的・発展的な人間的機能を可能にする手段とが広く行きわたっているか否かに依存している」ことに関わる。要するに、各人の能力だけでなく所有する外的資源、当該個人を取り巻く社会環境の状況、そして、他者からの支援等を組み込んで自律を把握できる。そのため、仮にAAFが測定可能であるならば、その一定の水準に達しない当該個人に対して教育や社会保障などの関連する権利の要求を認め、適切な社会環境の設計や政策介入の必要性を主張できる。この点に関して、AAFは、ナイーブな自律の解釈である自己責任論的発想とは異なる。つまり、AAFは、社会的決定要因という当該個人の外的要因に当人の自律が強く左右されることに留意し、ある種の権利の要求・実現を要請する。

また、Classen (2007)の指摘を踏まえると、エージェンシー的自由を行使して、保障すべきケイパビリティのリスト・水準に関する政治的プロセスへ参加することもシティズンシップ教育の意義として枢要である。

主権者教育を含むシティズンシップ教育によって政治的目標を追求するためのエージェンシーを向上させることは理論的には想定可能である。つまり、

生徒や学生がシティズンシップ教育を通じてAAFを發揮して政治に関心を持って政治的争点について議論し投票をすることになるという想定である。だが、現在の情報過多社会において、個人の情報処理能力・意思決定能力は、こうした教育によってどの程度向上できるのだろうか。このことはエージェンシー的自由の実際の行使に関わる論点であるが、センはこの点を十分に議論していない。そこで、IV章は自律の認知資源配分に着目して、この問題を論じる。

IV 自律の認知資源配分

自律の認知資源配分に関する議論に先立って、そもそも本稿の認知資源は二つの考え方に由来することを説明しよう。第一に、哲学者かつ脳神経科学者クリストファー・チャーニアック(Christopher Cherniak)の議論である。チャーニアックは、従来の分析哲学における行為論で想定される理想化されている合理性を批判し、人間存在の基本的な特徴として、「<認知能力と使用可能な時間に関して定められた限界を持つ>という有限性の苦境に人間は立たされている」(Cherniak 1986=2009: 11)ことを強調し、時間や記憶のような認知資源について一定の制約を受けた最小の合理性を持つ行為者の理論を目指す。

第二に、行動経済学の系譜である。ここでは、欠乏(scarcity)は直接的に処理能力を低下させるという仮説を論じたMullinanathan and Shafir(2013=2017)に言及しよう。まず、同書での処理能力は(1)認知能力と(2)実行制御能力の二つから成り立つ。(1)認知能力とは、流動性知性が典型的であるように、人が問題解決、情報保持、論理的推論などを行う能力の根底にある心理学的メカニズムであるという。そして、(2)実行制御能力とは、計画立案、注意、行動の開始と制御、衝動の抑制など、認知能力をこなす能力の根底にあるものであるという(Mullinanathan and Shafir 2013=2017: 75)。つまり、金銭や時間の欠乏が人間の処理能力に大きな負荷をかけることに要点がある。

チャーニアックと行動経済学はいずれもハーバード・サイモン(Herbert Simon)の限定合理性(bounded rationality)の議論(Simon 1955等)から影響を

受けており、現実の人間行動の合理性をより適切に説明・分析しようとする試みである。こうした限定合理性やMullainathan and Shafir (2013=2017) の処理能力のように個人の内的性質で特徴づける用語ではなく、本稿はCherniak (1986=2009) のように認知資源といった用語を採用し、自律の認知資源配分問題として定式化していく。

本稿が自律の認知資源配分問題として考える理由は、(1)ある個人に対して社会が間接的に配分する自律の認知資源の問題と、(2)ある個人がある状況下における所与の認知資源の制約下で当該個人が選択する自律の認知資源の配分とを統一的な理論的枠組みのもとで議論することができるからである。

こうした統一的な理論的枠組みの中に、本稿はLPを位置づける。(1)に関して、Sunstein (2015=2017, 2016=2020) 等で提唱されているナッジや選択アーキテクチャーといった公共政策を通じて個人は自律の認知資源を節約しているという意味で、認知資源が間接的に配分されていると解釈できる。(2)に関して、橋本(2021)は自律の代行というアイデアを提唱している。これは、怠惰傾向のために自律できない人々が、自律の「代行願望(自律しなくても済むように代行してもらいたいこと)」に関するサービスを政府に求めることである(橋本 2021 : 199)。こうした自律代行は、ナッジや選択アーキテクチャーを設計する専門家の能力が問われるが、将来的には制度的なアルゴリズムや人工知能によって担当されることも示唆されている(橋本 2021 : 208)。

サンスティーンや橋本(2021)に関連する議論として、ニューロリベラリズムと認識論的パターンリズムがある。堀内(2022 : 42)によれば、ニューロリベラリズムとは、行動科学と神経科学の知見に基づき人々の行動を予測することで、行動の方向づけ・強化・規制する方法およびその基礎をなす思想を意味するという。この一例として、堀内(2022)はサンスティーンのナッジや選択アーキテクチャーを挙げている。つまり、各自の考えや行動に期待するのではなく、それを予測し、外部から働きかける仕組みによって軌道修正を図るのである(堀内 2022 : 66)。

また、植原(2014 : 30)によれば、Goldman (1991)やAhlstrom-Vij(2013)に

において提唱される認識論的パターンリズムとは、個人の信念形成プロセスに対する干渉がその信頼性を向上させるのであれば、その干渉は本人の同意なく許可される場合があるという思想である。補足すると、認識論的パターンリズムは哲学の認識論がベースになっている。そして、こうした認識論の文脈において信念形成プロセスという用語は使われ、その意味は広く個人の内的な側面だけでなく、情報収集や紙面上の計算などの個人の外部で発生するプロセスも含むという(植原 2014 : 33)。こうした認識論や信念形成プロセスを論じる哲学研究は心理学や認知科学の知見を積極的に取り入れており、植原(2014)は、先述したチャーニアックの議論や行動経済学で馴染みの深いシステム1 / システム2の二重過程理論(Stanovich and West 2000, Kahneman 2011等)を参照したうえで、達成困難でコストのかかる信念形成に関する脱バイアスを個人に求める手順を踏まずに外的な制度を利用することによって信念形成プロセスの信頼性を向上させることを考察する立場として、認識論的パターンリズムの可能性を検討する。認識論的パターンリズムの具体例として、Goldman (1991)はアメリカの陪審員制度において、性格や前科などの被告に関する情報へのアクセス制限を設けることを挙げている。このような種の情報遮断によって、バイアスの影響を未然に防ぐことができるという(植原 2014 : 30)。

現在の情報過多社会において、認知資源を節約するためのナッジ・選択アーキテクチャー利用や認識論的パターンリズム的な実践は有効であり、これらを活用することでAAFが実効的に行使可能になるだろう。だが、本稿は橋本(2021)における完全な自律代行を支持しない。また、認識論的パターンリズムの領域も一部に限定したほうが望ましいと考え、堀内(2022)におけるセルフトラッキングを選択的に使用することに賛同する立場である。このことを再びCAの観点から選好の階層性に対する自律の議論と関連づけて敷衍していこう。

前述したAAFの行使は、認知資源を集中的に配分する意思決定対象の優先順位づけの場面でも有効である。ここで、本稿は自律の認知資源配分に対して選好の階層性に対する自律という発想を導入する。哲学研究におけるジェラルド・ドウウォーキン(Gerald Dworkin)とハリー・フランクファート

(Harry Frankfurt)の自律・人格の議論は、自律を階層的構造であると特徴づける(Dworkin 1988; Frankfurt 1971=2010; 田原 2017)。つまり、ドゥウォーキン=フランクファートの自律の階層的構想は、2階の欲求(≒選好)によって1階の欲求(≒選好)の承認があれば、その行為者は自律的であるとみなす。例えば、酒を飲みたいという欲求(≒選好)が1階の欲求(≒選好)であるのに対して、健康を意識して酒を飲みたいという欲求(≒選好)それ自体を再考することは2階の欲求(≒選好)に関わる。

ドゥウォーキン=フランクファートの自律の階層的構想に対して、センのメタ・ランキングは、複数の選好のランキングに焦点を当てる(Sen 1974=1989)。以下の事例からメタ・ランキングを説明しよう。ある個人に対して行為a, 行為b, 行為cが選択肢として与えられ、記述された順に望ましいとみなして、ランキングAはa; b; c, ランキングBはb; a; c, ランキングCはc; a; bであるとしよう。この場合に、例えば、当該個人のメタ・ランキングは望ましい順に書くと、C; A; Bとなる。このように、ランキングのランキングという意味でメタ・ランキングという用語は使用される。このメタ・ランキングを踏襲して本稿は、多層的な選好構造においてランキングを行使する能力を自律の一つの性質と特徴づけ、これを「メタ・ランキングとしての自律(autonomy as meta-ranking: 以下, AMR)」と呼ぶ。

先の自律代行の議論を踏まえると、能動的な選択とナッジ・選択アーキテクチャーへの代行との間で選択する個人にとって、AMRを行使することで認知資源を節約することが重要になる。言い換えれば、自律補完・促進する領域や自律代替・代行する領域についての選択によって、個人は認知資源を効率的に個人内で配分すること、かつ／または、認知資源と部分的な代替可能な貨幣などの外的資源の配分を個人の外部である社会に要求するようになる。前者については疲れていない午前中の早い時間帯に集中力を要する仕事に取り組むこと、後者については「時間をお金で買う」という言葉をイメージすれば理解できるだろう。

本稿はセンがエージェンツ的自由に託した選択すること自体の本質的な価値にコミットしているため、認知資源の節約はAFAの実効性を担保する手段である。そして、節約された認知資源を投下する領域として熟議を必要とす

る政治の問題があり、AFAの行使はIII章で述べたように主権者教育のようなシティズンシップ教育を前提としている。シティズンシップ教育における「反省的」や「主体的」といった言葉の内実はこうしたAFAとAMRによって与えられ、これらを保障・育成するための複雑な能力を開発する教育プログラムが求められると本稿は結論づける。

V おわりに

本稿は、センとサンスティーンの議論の相補性に注目し、自律の社会的決定要因と認知資源配分を論じて、AAFとAMRという自律の性質を論じた。

本稿の議論から、シティズンシップ教育において、各人の社会的要因と認知資源を考慮し、「選択することと選択しないこと」それ自体を選択できる能力開発に加えて、節約した認知資源を、各人へのケイパビリティの保障を含めた政治的葛藤がある争点について政治的権利を行使する際に、利用できるようなシティズンシップ教育が重要であるという理論的含意が導かれる。

今後の理論的課題の一つに、自律と公共的理由／理性との理論的關係がある。村上(2012)は本稿と同様に認知資源制約のもとでの公共的理由／理性について論じたが、本稿の自律概念と関連づけて論じる必要がある。また、II章で簡単に定義した自立と自律との理論的關係についてもCAを念頭に置いて詳細に議論しなければならない。応用的課題としては、デジタル・シティズンシップ教育やクリティカル・シンキング教育と本稿で展開したシティズンシップ教育との差異と共通性を検討することも残されている。

付記 本稿は、2021年11月13日に開催された第94回日本社会学会での報告論題「自律の社会的決定要因と認知資源配分——「市民」に必要な能力は何か(3)」の内容を大幅に加筆修正したものである。報告当日に堀内進之介氏より文献情報等の貴重な助言を受けたことに感謝する。なお、本稿は、科研費19K02156, 19H01647, 19K02184, 20K02193, 23K00020, 24K05264の研究成果である。

脚注

- 1) 定言的命法 (categorical imperative) とは、道徳的行為は無条件に命じられるものであり、それが示す道徳法則を指す (樽井 2006 : 604)。
- 2) 本稿は菊池 (2019) の議論を検討せず、それは他日に譲る。なお、菊池 (2019) における自律を保障する相談援助の議論を批判的に論じたものとして、鶴田 (2022) を参照されたい。
- 3) Van Parijs (1995=2009 : 97) では、資源ではなく賦与 (endowments) という用語を用いて、外的／内的賦与を区分する。Van Parijs (1995=2009) における一律のベーシック・インカムを補完する分配ルールである非優越的多様性の議論は、不衡平な内的賦与を外的賦与で補償するという発想があり、この点については後に本稿で行う議論に近い。だが、Van Parijs (1995=2009) は外的な財であれ身体的・精神的特性という内的なものであれ人々に「与えられる (given)」ことを強調して賦与を使うのに対して、本稿は配分する点に注目して Dworkin (1981=2002) で用いられる資源という用語を採用する。なお、Van Parijs (1995=2009) の非優越的多様性を検討したものとして、村上 (2007, 2008)、Murakami (2014)、立岩・齊藤 (2010) を参照されたい。

文献リスト

- Ahlstrom-Vij, Kristoffer, 2013, *Epistemic Paternalism : A Defense*, Palgrave Macmillan.
- Alkire, Sabina, 2008, *Subjective Measures of Agency*, Luigino Bruni, Flavio Comim, and Maurizio Pugno eds, *Capabilities and Happiness*, Oxford University Press.
- 青山征彦, 2012, 「エージェンシー概念の再検討 : 人工物によるエージェンシーのデザインをめぐる」『認知科学』19 (2) : 164-174.
- Claassen, Rutger, 2017, *An Agency-based Capability Theory of Justice*, *European Journal of Philosophy*, 25 (4) : 1279-1304.
- Cherniak, Christopher, 1986, *Minimal Rationality*, MIT Press. (柴田正良監訳・中村直之・村中達矢・岡庭宏之訳, 2009, 『最小合理性』勁草書房.)
- Dworkin, Gerald, 1988, *The Theory and Practice of Autonomy*, Cambridge University Press.
- Dworkin, Ronald, 1981, *What is Equality? Part 2 : Equality of Resources*, *Philosophy and Public Affairs*, 10 (3) : 283-345, reprinted in Ronald Dworkin, 2000, *Sovereign Virtue : The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press, chapter 2, 65-119. (小林公・大江洋・高橋文彦訳, 2002, 「資源の平等」『平等とは何か?』木鐸社, 94-167.)
- Frankfurt, Harry, 1971, *Freedom of the Will and the Concept of a Person*, *The Journal of Philosophy*, 68 (1) : 5-20, reprinted in Harry Frankfurt, 1988, *The Importance of What We Care about : Philosophical Essays*, Cambridge University Press, chapter 2, 11-25. (近藤智彦訳, 2010, 「意思の自由と人格という概念」門脇俊介・野矢茂樹監訳『自由と行為の哲学』春秋社, 99-127.)
- Goldman, Alvin. I., 1991, *Epistemic Paternalism : Communication Control in Law and Society*,

- The Journal of Philosophy, 88 (3) : 113-131.
- Hamilton, Lawrence, 2019, Amartya Sen (Key Contemporary Thinkers Series), Polity Press. (神島裕子訳, 2021, 『アマルティア・センの思想——政治的リアリズムからの批判的考察』みすず書房.)
- Hart, Caroline Sarojini, 2012, Aspirations, Education and Social Justice : Applying Sen and Bourdieu, Bloomsbury.
- 橋本努, 2021, 『自由原理——来るべき福祉国家の理念』岩波書店.
- 平野寛弥, 2020, 『変容するエージェンシーとシティズンシップ』福原宏幸ほか編『岐路に立つ欧州福祉レジーム——EUは市民の新たな連帯を築けるか?』ナカニシヤ出版.
- 平野寛弥, 2024, 『主体と自律の「関係論的転回」とそれがもたらすもの』『社会政策』16 (1) : 114-125.
- 堀内進之介, 2022, 『データ管理は私たちを幸福にするのか?——自己追跡の倫理学』光文社 (光文社新書).
- Kahneman, Daniel, 2011, Thinking, Fast and Slow, Farrar, Straus and Giroux. (村井章子訳, 2014, 『ファスト&スロー——あなたの意思決定はどのように決まるのか? (上・下)』早川書房.)
- 亀山俊朗, 2021, 「シティズンシップとケイパビリティ・アプローチ」『中京大学社会学研究科社会学論集』(19) 21-40.
- 亀山俊朗, 2024, 「シティズンシップと自律」『社会政策』16 (1) : 102-113.
- Kant, Immanuel, 1785, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. (篠田英雄訳, 1960, 『道徳形而上学原論』岩波書店 (岩波文庫).)
- 菊池馨実, 2019, 『社会保障再考——<地域>で支える』岩波書店 (岩波新書).
- 木前利秋・時安邦治・亀谷俊朗, 2012, 『葛藤するシティズンシップ——権利と政治』白澤社.
- 近藤克則, 2017, 『健康格差社会への処方箋』医学書院.
- Latour, Bruno, 2005, Reassembling the Social : An Introduction to Actor-Network-Theory, Oxford University Press. (伊藤嘉高訳, 2019, 『社会的なものを組み直す——アクターネットワーク理論入門』法政大学出版局.)
- Lauder, Hugh, Phillip Brown, Jo-Anne Dillabough and A. H. Halsey eds, 2006, Education, Globalization and Social Change, Oxford University Press. (広田照幸・吉田文・本田由紀編訳, 2012, 『グローバル化・社会変動と教育 1——市場と労働の教育社会学』東京大学出版会.)
- 森田次朗, 2020, 「教育社会学にケイパビリティ・アプローチを応用する——C・ハートによる応用研究のレビューを中心とした試論的考察」『中京大学社会学研究科社会学論集』(20) 1-21.
- Mullaninathan, Sendhi and Elder Shafir, 2013, Scarcity : Why Having Too Little Means So Much, Times Books. (大田直子訳, 2017, 『いつも「時間がない」あなたに——欠乏の行

動経済学』早川書房.)

村上慎司, 2007, 「優越なき多様性について」『ワークショップ with フィリップ・ヴァン・パレーズ教授 すべての人に実質的自由を！報告書』(立命館大学大学院先端総合学術研究科発行) : 183-190.

村上慎司, 2008, 「福祉政策と厚生経済学の架橋についての試論」『経済政策ジャーナル』5 (2) : 55-58.

村上慎司, 2012, 「デモクラシーにおける公共的理由／理性の基礎理論」『立命館言語文化研究』23 (4) : 65-76.

Murakami, Shinji, 2014, Complementarity of Resource and Capability : Economic Philosophical Discussions about Distribution Rule in Global Justice, *Ars Vivendi Journal*, 6 : 12-28.

Nussbaum, Martha, 2000, *Women and Human Development : The Capabilities Approach*, Cambridge University Press. (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳, 2005, 『女性と人間開発』岩波書店.)

Nussbaum, Martha, 2006, *Education and Democratic Citizenship : Capabilities and Quality Education*, *Journal of Human Development*, 7 (3) : 385-395.

Nussbaum, Martha, 2010, *Not for Profit : Why Democracy Needs the Humanities*, Princeton University Press. (小沢自然・小野正嗣訳, 2013, 『経済成長がすべてか? ——デモクラシーが人文学を必要とする理由』岩波書店.)

Nussbaum, Martha, 2011, *Creating Capabilities : The Human Development Approach*, Belknap Press of Harvard University Press.

OECD, 2019, *OECD Future of Education and Skills 2030 Conceptual Learning Framework : Student Agency 2030*. (秋田喜美代・安彦忠彦・太田環・ほか仮訳, 2020, 『2030年に向けた生徒エージェンシー』.)

Pfister, Thomas, 2012, *Citizenship and Capability? Amartya Sen's Capabilities Approach from a Citizenship Perspective*, *Citizenship Studies*, 16 (2) : 241-254.

大庭健, 2006, 「自律」大庭健編集代表『現代倫理学事典』弘文堂, 450-452.

Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, : Harvard University Press, revised edition 1999. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳, 2010, 『正義論改訂版』紀伊國屋書店.)

Stanovich, Keith E. and Richard F. West, 2000, *Individual Differences in Reasoning : Implications for the Rationality Debate?*, *Behavioral and Brain Science*, 23 : 645-665.

Sen, Amartya, 1974, *Choice, Orderings and Morality* in S. Korner eds, *Practical Reason*, Blackwell, reprinted in Amartya Sen, 1982, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, chapter 3, 74-83. (大庭健・川本隆史訳, 1989, 「選択・順序・道徳性」『合理的な愚か者——経済学＝倫理学的探究』勁草書房, 15-35.)

Sen, Amartya, 1985, *Well-Being, Agency and Freedom : The Dewey Lectures 1984*, *The Journal of Philosophy*, 82 (4) : 169-221.

Sen, Amartya, 1992, *Inequality Reexamined*, Clarendon Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁

- 訳, 2018, 『不平等の再検討』岩波書店(岩波現代文庫.)
- 白石俊, 2020, 『OECD Education2030プロジェクトが描く教育の未来——エージェンシー、資質・能力とカリキュラム』ミネルヴァ書房.
- Simon, Herbert, 1955, A Behavioral Model of Rational Choice, *The Quarterly Journal of Economics*, 69 (1) : 99-118.
- Sunstein, Cass, 2015, *Choosing not to Choose : Understanding the Value of Choice*, Oxford University Press. (伊達尚美訳, 2017, 『選択しないという選択——ビッグデータで変わる「自由」のかたち』勁草書房.)
- Sunstein, Cass, 2016, *The Ethics of Influence : Government in the Age of Behavioral Science*, Cambridge University Press. (田総恵子訳, 2020, 『ナッジで、人を動かす——行動経済学の時代に政策はどうあるべきか』NTT出版.)
- 田原彰太郎, 2017, 「自律的行為者の行方——個人主義的構想から実質的構想への展開」『WASEDA RILAS JOURNAL』(早稲田大学総合人文科学研究センター) 5 : 193-203.
- 樽井正義, 2006, 「定言命法」大庭健編集代表『現代倫理学事典』弘文堂, 604-605.
- 立岩真也・齊藤拓, 2010, 『ベーシック・インカム——分配する最小国家の可能性』青土社.
- 寺田晋, 2024, 「自律と認識的不正義」『社会政策』16 (1) : 127-139.
- 鶴田禎人, 2022, 「地域共生社会におけるソーシャルワークの政策的位置付けと課題」『医療福祉政策研究』5 (1) : 151-173.
- 植原亮, 2014, 「認識的パターンリズムへの道は開かれたか——現代知性改善論序説のための断片」『哲学論叢』41 : 24-34.
- Van Parijs, Philippe, 1995, *Real Freedom for All : What (if Anything) Can Justify Capitalism?*, Clarendon Press. (後藤玲子・齊藤拓訳, 2009, 『ベーシック・インカムの哲学——すべての人にリアルな自由を』勁草書房.)
- 矢野裕俊, 2015, 「第2章 子どもの貧困と福祉・教育プログラム——子どものウェルビーイングの向上のために」埋橋孝文・矢野裕俊編『子どもの貧困／不利／困難を考える I ——理論的アプローチと各国の取り組み』ミネルヴァ書房, 33-67.